



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年9月20日(火) 第10036号

目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○道路の供用開始(道路管理課)	2
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定による市町村道整備事業の実施(同)	2
<b>公 告</b>	
○土地改良事業の換地計画の決定に係る縦覧(農村整備課)	2
<b>監査委員公告</b>	
○監査結果の公表	3
<b>入札公告</b>	
○一般競争入札の実施(会計管理課)	9

■ 告 示

◎群馬県告示第216号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	大笹北軽井沢線	吾妻郡嬭恋村大字鎌原字鬼の泉水1900番の35地先から同郡同村大字同字同1476番の14地先まで	令和4年9月20日
		吾妻郡嬭恋村大字鎌原字鬼の泉水1902番の17地先から同郡同村大字同字同1902番の14地先まで	
		吾妻郡嬭恋村大字大前字細原2279番の786地先から同郡同村大字鎌原字鬼の泉水1898番の1地先まで	

◎群馬県告示第217号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第16条第1項の規定により、市町村道の整備事業を次のとおり行う。

令和4年9月20日

群馬県知事 山本 一 太

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始
大上線	甘楽郡南牧村大字熊倉字貝掛760-2地先から同郡同村大字同字駒寄1170-3地先まで	道路改築 (道路改良)	令和4年9月20日
	甘楽郡南牧村大字熊倉字貝掛平788-3地先から同郡同村大字同字同834-5地先まで		
	甘楽郡南牧村大字熊倉字貝掛平844-2地先から同郡同村大字同字同852-3地先まで		
	甘楽郡南牧村大字熊倉字日影畑932-3地先から同郡同村大字同字同950-2地先まで		

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営赤城西麓中原土地改良事業の換

地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年9月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和4年9月21日から同年10月20日まで
- 3 縦覧に供する場所 渋川市役所

■ 監査委員公告

◎監査公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年9月20日

群馬県監査委員 林 章  
 同 石原 栄一  
 同 金井 康夫  
 同 安孫子 哲

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和2年度会計(前年度監査基準日の翌日から令和3年5月31日まで)  
令和3年度会計(令和3年4月1日から監査基準日まで)
  - (2) 監査対象機関 県庁等77機関及び地域機関等2機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし
  - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 2件
  - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 7 機関別監査結果
  - (1) 知事戦略部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
秘書課 (令和4年8月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

戦略企画課 (令和4年8月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
メディアプロモーション課 (令和4年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
デジタルトランスフォーメーション戦略課 (令和4年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
業務プロセス改革課 (令和4年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
グリーンイノベーション推進課 (令和4年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
地域外交課 (令和4年8月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和4年7月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
財政課 (令和4年7月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
財産有効活用課 (令和4年8月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
税務課 (令和4年8月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
市町村課 (令和4年8月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
統計課 (令和4年7月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
危機管理課 (令和4年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消防保安課 (令和4年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
総務事務管理課 (令和4年7月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
防災航空センター (令和4年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 地域創生部

--	--

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
地域創生課 (令和4年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま暮らし・外国人活躍 推進課 (令和4年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文化振興課 (令和4年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文化財保護課 (令和4年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
スポーツ振興課 (令和4年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (4) 生活こども部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
生活こども課 (令和4年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県民活動支援・広聴課 (令和4年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消費生活課 (令和4年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
私学・子育て支援課 (令和4年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
児童福祉・青少年課 (令和4年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (5) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
健康福祉課 (令和4年8月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
監査指導課 (令和4年8月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
医務課 (令和4年8月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
介護高齢課 (令和4年8月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
障害政策課 (令和4年8月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

業務課 (令和4年8月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
国保援護課 (令和4年8月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食品・生活衛生課 (令和4年8月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (6) 環境森林部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
環境政策課 (令和4年8月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
環境保全課 (令和4年8月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
廃棄物・リサイクル課 (令和4年8月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自然環境課 (令和4年8月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
林政課 (令和4年8月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
林業振興課 (令和4年8月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
森林保全課 (令和4年8月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (7) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農政課 (令和4年8月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
農業構造政策課 (令和4年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
技術支援課 (令和4年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
蚕糸園芸課 (令和4年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんまブランド推進課 (令和4年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
畜産課 (令和4年8月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

農村整備課 (令和4年8月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
----------------------	------------------------------

## (8) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
産業政策課 (令和4年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
未来投資・デジタル産業課 (令和4年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
地域企業支援課 (令和4年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
労働政策課 (令和4年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
観光魅力創出課 (令和4年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
イベント産業振興課 (令和4年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
eスポーツ・新コンテンツ創出課 (令和4年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (9) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
監理課 (令和4年8月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
交通政策課 (令和4年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
道路整備課 (令和4年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
河川課 (令和4年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
砂防課 (令和4年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下水環境課 (令和4年8月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
建築課 (令和4年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

住宅政策課 (令和4年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下水道総合事務所 (令和4年8月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 会計局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
会計管理課 (令和4年7月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和4年7月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
経営戦略課 (令和4年7月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
発電課 (令和4年7月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
団地課 (令和4年7月26日)	(注意事項) 企業局が行うブロック積工の積算は、「積算基準及び標準歩掛（令和元年度）群馬県県土整備部」を準用し、算出することとされている。 当該機関が発注した工事のブロック積工の積算において、材料費（間知ブロック）を別途計上すべきところ、計上していなかったため、工事価格が8,190,000円の過小積算となっていた。
水道課 (令和4年7月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
経営戦略課 (令和4年7月26日)	(注意事項) 所得税法第183条第1項において、源泉徴収義務者が源泉徴収した所得税は、源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日（当該日が日曜日、祝日等の休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日）までに納付しなければならないとされ、同法第3条第1項において、地方公務員は、国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなされている。 当該機関は、平成30年8月から令和2年7月まで海外に派遣していた職員に対し支給した給与について、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をし、源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日までに納付する義務があったが、源泉徴収をせず、平成30年8月から令和元年12月までの所得に係る所得税及び復興特別所得税について、令和3年3月19日まで所轄税務署に納付しなかったため、不納付加算税52,000円及び延滞税41,800円が発生した。



## (13) 人事委員会事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
人事委員会事務局 (令和4年8月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (14) 選挙管理委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
選挙管理委員会 (令和4年8月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (15) 監査委員事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
監査委員事務局 (令和4年8月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (16) 労働委員会事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
労働委員会事務局 (令和4年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (17) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
義務教育課 (令和4年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高校教育課 (令和4年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
特別支援教育課 (令和4年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23

号)の適用を受けるものである。

令和4年9月20日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 調達内容

### (1) 購入物品、数量及び納入場所

番号	購入物品	数量	納入場所
ア	除雪トラック(3トン級、4×4、プラウ付、散布装置付)	2台	渋川土木事務所(渋川市金井395) 高崎土木事務所(高崎市台町4-3)
イ	凍結防止剤散布装置(車載式、0.3m <sup>3</sup> 、自然流下式)	1台	仕様書のとおり
	凍結防止剤散布装置(車載式、2.0m <sup>3</sup> 、ベルトコンベヤ式)	1台	

(2) 購入物品の特質等 詳細は、入札説明書による。

### (3) 納入期限

番号	購入物品	納入期限
ア	除雪トラック(3トン級、4×4、プラウ付、散布装置付)	令和5年3月24日
イ	凍結防止剤散布装置(車載式、0.3m <sup>3</sup> 、自然流下式)	令和5年3月24日
	凍結防止剤散布装置(車載式、2.0m <sup>3</sup> 、ベルトコンベヤ式)	

(4) 入札方法 上記(1)ア及びイの物品をそれぞれ入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であり、かつ、資格者名簿において等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和4年10月7日(金)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月21日(金)までに資格者名簿に登載され、かつ、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

- (5) 入札日において、県から、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品又はこれと類似する物品について、相当期間の生産実績又は販売実績を有することを証明した者であること。
- (7) 当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に行い得ることを証明した者であること。
- (8) 県が指定する場所で行う検査の立ち会いに応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課契約調達係 担当 安宅千紘 電話027-226-3819（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) による。  
 なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 令和4年9月20日（火）から同年10月21日（金）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札及び開札の日時

番号	購入物品	日時
ア	除雪トラック（3トン級、4×4、プラウ付、散布装置付）	令和4年11月2日午前10時
イ	凍結防止剤散布装置（車載式、0.3m <sup>3</sup> 、自然流下式）	令和4年11月2日午前10時20分
	凍結防止剤散布装置（車載式、2.0m <sup>3</sup> 、ベルトコンベヤ式）	

- (5) 入札及び開札の場所 群馬県庁17階171会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、令和4年11月1日（火）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計管理課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「〇〇（購入物品名）の調達に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
  - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書、消費税及び地方消費税等に関する課税（免税）事業者届出書、当該調達物品又はこれと類似する物品について相当期間の生産実績又は販売実績を有することを証明する書類及び当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に行い得ることを証明する書類を令和4年10月21日（金）までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、県から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書を作成し、これを令和4年10月21日（金）までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された製作仕様書は、県において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし採用し得ると判断した製作仕様書を添付した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書を提出した者は、開札日の前日までに県に説明し、県との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は内容の変更に応ずべきものとする。説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement from the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture

(2) Bidding details are as follows:

	Products to be purchased	Quantity	Date & time of bidding
i	Snow-removal truck (3-ton-class, four-wheel drive, with plow and antifreeze spray apparatus)	2	10:00 a.m. November 2, 2022
ii	Antifreeze spray apparatus (on-vehicle type, 0.3 m <sup>3</sup> , gravity flow type)	1	10:20 a.m. November 2, 2022
	Antifreeze spray apparatus (on-vehicle type, 2.0 m <sup>3</sup> , conveyor belt type)	1	

(3) Delivery period:

	Products to be purchased	Delivery period
i	Snow-removal truck (3-ton-class, four-wheel drive, with plow and antifreeze spray apparatus)	March 24, 2023
ii	Antifreeze spray apparatus (on-vehicle type, 0.3 m <sup>3</sup> , gravity flow type)	March 24, 2023
	Antifreeze spray apparatus (on-vehicle type, 2.0 m <sup>3</sup> , conveyor belt type)	

(4) Contact information: ATAKA Chihiro, Contract and Procurement Section, Accounting Division, Bureau of the Treasury, Gunma Prefectural Government. 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan. Tel: 027-226-3819 (Japanese language only)

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---